

高速道路公社への建設資金貸付金について

移転交渉が長引いている。3 条件 8 項目のうちの 1 つに、「住民の理解と納得を得る」とあるが、交渉にあたってこの確認は守るのか

【江上議員】通告に従い、一般会計\名古屋城天守閣特別会計の補正予算について質問します。

高速道路公社への建設資金貸付金繰越 1, 015, 000 千円です。繰越理由は、「建物所有者や地権者との交渉に時間を要している」というものです。黄金インター拡張だけ見ても、地階者は 40 軒近くあります。

この地域は、ささしまライブ地区の南西に位置し、北は高速道路が東西に走り、南は黄金陸橋から上前津へ向かう名古屋市道岩井町線が東西に走っています。あおなみ線ささしまライブ駅へは歩いて 10 分程度。買い物は、スーパーが近くにあり、医者も近くにある高齢者に住みやすい地域です。そこへ、40 年前高速道路建設があり、150 軒以上が移転となり、そのうちの 5 軒が、今回移転先からさらに移転を求められています。その 1 軒は、高齢夫婦で小売店を営んでいますが、2 度目の移転の話があった後、後継者がなくなられ、自宅まで移転とは、と嘆いています。1 人暮らし高齢者が 6 軒あり、1 人は終の住まいのリフォームをした高齢者も、息子さんをなくされ、1 人住まいを覚悟してのリフォームです。長屋の 1 人暮らしの方も家族との関係をどうするか。80 歳を超えて住み慣れたところを移転し、その後どう生活していくか大変です。

さらに、インター拡張による岩井町線への接続道路で、地域は東西に分断され、自動車公害で残る世帯にも影響します。岩井町線への接続で信号待ち時間が増え、渋滞も心配されます。これだけの犠牲を払ってまでして新洲崎、丸田町の事業と合わせ約 1200 億円もかけて行う事業でしょうか。

そこで、住宅都市局長に質問します。

1 点目、移転交渉が長引いている理由、内容をお答えください。

もう 1 点、愛知県議会、名古屋市議会でも都市高速建設にあたり 3 条件 8 項目の確認があります。その中で、「住民の理解と納得を得る」とあります。交渉にあたって、この確認は守ることを改めて明らかにしてください。



丁寧に説明を重ねながら本事業を進めてまいりたい

【住宅都市局長】これまでの名古屋高速道路の事業におきましては、地域の関係者の皆様にご理解・ご納得を得られるよう、補償を含めた生活再建などの点について丁寧に説明を重ね、きめ細やかな対応に努めてまいりました。

本事業におきましても、名古屋高速道路公社において、移転対象となる方々に対して、それぞれのご事情を十分に伺い、移転先の斡旋など丁寧な対応に努めているところです。

本事業を進めるに当たっては、都市計画変更に際して、本市が地元説明会や意見交換会、個別の会合などを重ねてまいりました。また、事業化に際して、公社が事業説明会を開催し、事業の必要性とともに補償について地域の関係者の皆様に説明を行っております。その後も、地域の方々の求めに応じた会合などで説明を重ねております。

今後も引き続き、公社と共に、丁寧に説明を重ねながら本事業を進めてまいりたいと考えております。

高齢者を含め地域の人たちを不安にする事業は中止を（意見）

【江上議員】要望を述べます。

都市高速道路拡張事業は、住民の理解と納得が得られていないから移転交渉が長引いているわけです。高齢者を含め地域の人たちを不安にする事業はこれ以上進めるべきではありません。中止を求めます。

参考【3条件8項目】

◎ 昭和45年5月25日名古屋市議会都市開発整備促進部会及び建設清掃部会において、次のような要望が付された。これを「3条件」と称している。

（1）都市高速道路に面する沿線住民は、直接的な利益を受けることなく、むしろ実害をこうむることになると考えられる。したがって都市開発の犠牲となるこれらの住民には、従来の補償基準にこだわらず、犠牲度を十分救済できるような格別の配慮をはらうべきである。

（2）都市高速道路の建設は今後10か年にわたって施行される予定である。しかしながら、発展する都市の状況並びに輻輳する交通量等から、将来の実情に応じて変更の必要が生ずることも考えられる。したがって、計画決定後といえども当初決定にこだわらず最善の方途を講じて、万全の対策を樹立し、建設にあたるよう努力を払われたい。

（3）直接住民の利便に供する交通機関の設置等のほか、都市高速道路と相互に関連する道路網の充実を図り、将来の都市交通に対応できるよう積極的な努力を払われたい。

◎ 昭和47年3月22日の愛知県議会土木建築委員会において、委員から次のような発言があった。これを「8項目」と称している。名古屋都市高速道路の基本計画を審議した際、住民を守る立場から今日の状況を予想して3条件を付した。しかし、現状は当時の予想をはるかに上回り光化学スモッグ等による交通公害などの生をみた。しかるが故に3条件が明確に実施されなければ認めるわけにはいかない。さらに現下の問題として次の事項について十分な配慮をすべきである。

（1）住民の理解と納得を得る。

- (2) 大衆輸送機関の早期建設（高速鉄道、バスレーン、パークアンドライド方式、公共駐車場の充実）
- (3) 第2環状線の早期建設
- (4) 渋滞地帯の解消
- (5) 交通安全、交通規制の強化（生活道路確保）
- (6) 公害の防止
- (7) 都市環境との調和
- (8) 総合交通対策の確立

名古屋城天守閣木造復元事業について

実施設計と木工事の債務負担行為の期間設定に「暫定的に令和5年度」とあるが、過去に「暫定的に」とした例を示せ

【江上議員】次に、名古屋城天守閣木造復元事業についてです。天守閣実施設計と、木材製材など木工事の債務負担行為の変更及びバリアフリーにかかる繰越です。

この事業は、技術提案交渉方式で進められています。この方式を取ったのは、高度な技術をもつ民間の力が必要、そして、工事期間の短縮につながることを理由にしてきました。2020年7月天守閣完成を条件に公募しました。2017年5月9日に工事会社と基本協定を結び、公募条件に反して2年以上延長の2022年今年の12月天守閣完成。その後、9年間かけて石垣の保全。事業費を名古屋市は最大でも400億円と答弁していたにもかかわらず、消費税込みで505億円となりました。ところが、昨年11月18日、当事者間で、完成期限を「暫定的に令和6年（2024年）3月31日）」と覚書を取り交わしました。

2018年の当初予算で、実施設計は、8億6千万円に債務負担行為2020年度までの7億4百万円。木工事は、22億1150万円に債務負担行為2022年度までの73億11百万円とした。その後、石垣調査があり、繰越などのうえ、今回の覚書を踏まえ、債務負担行為を「暫定的に令和5年（2023年）度まで」と提案しています。

天守閣整備事業に関する基本協定書と覚書

基本協定書（2017年5月9日）	覚書（2021年11月18日）
事業期間は2031年11月30日 天守閣の完成期限は2022年12月31日 事業費総額は461億7000万円（消費税は別）	天守閣の完成年度は2024年3月31日 完成期限は暫定的なものとし、必要に応じて見直しの協議を行う （現天守閣解体と木造復元を一体とした現状変更許可の取得に至っていないため）

そこで、以下、観光文化交流局長に質問します。

技術提案交渉方式として今年 12 月 31 日の天守完成は不可能ですから、債務負担行為の変更でなく、きっぱりと事業中止し、見直すのが筋ではないでしょうか。ところが、実施設計と木工事の債務負担行為を「暫定的に令和 5 年度」とあります。債務負担行為の期間で名古屋市として「暫定的」とした過去の例をお示してください。

債務負担行為（名古屋城天守閣特別会計）

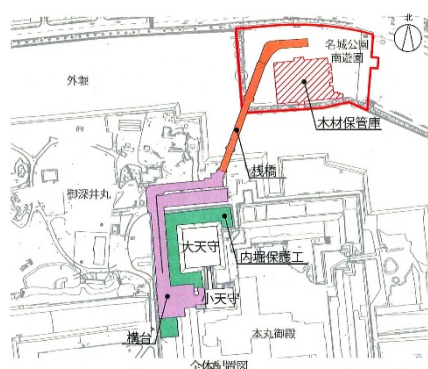
事項	期間（年度）	限度額(千円)	説明
天守閣木造復元の実施設計	4 年度から暫定的に 5 年度	552, 917	委託が複数年にわたるため
天守閣木造復元の木工事	4 年度から暫定的に 5 年度	5, 553, 159	工事が複数年にわたるため

「暫定的に」とした事例は過去にないが、文言で表示した事例はある

【観光文化交流局長】今回債務負担行為を設定させていただく実施設計と木工事につきましては、今後、契約期限の変更を予定していることから、基本協定書に係る覚書の趣旨を踏まえ、「令和 4 年度から暫定的に令和 5 年度」という期間の設定をさせていただくものでございます。

「暫定的に」とした事例は過去にございませんが、文言で表示した事例として、昭和 60 年度 2 月補正予算でご議決いただきました「国営終わり西部土地改良事業に係る費用の負担」におきまして「工事完了の翌年度から 17 年間」という期間を設定したものがございます。

そういった本旨の事例や他都市の事例を参考にしつつ、期間設定をさせていただいたものでございます。



名古屋城天守閣整備事業における製材した木材の保険料

保管期間	金額
2020 年 7 月～2021 年 3 月	7, 362 万 5 千円
2021 年 4 月～2022 年 3 月	9, 816 万 6 千円
2022 年 4 月～2023 年 3 月	9, 998 万 5 千円 (予算)
計	2 億 7, 177 万 6 千円

これ以降も工事ができなければ毎年 1 億円程度必要になります

完成のめどがたたないから暫定的（意見）

【江上議員】名古屋城天守閣木造復元事業について、債務負担行為の期間で「暫定的に」とした事例は過去にないことが明らかになりました。文言で表示した事例とありますが、

昭和 60 年度 2 月といえば、今から 36 年前の事例です。「工事完了の翌年度から」というのは、相手がいる事業だから出てきた表現でしょう。しかし、今回は、名古屋市だけで判断できる事例です。さらに工事完了がいつになるかわからない、工事が 17 年間で明確です。名古屋市の例は工事がいつ始まるいつ終わるかもわかりません。全く事例にならない事例。事例に当たらないものまで持ち出して、「暫定的に」が異例ではない、と言いたかったのでしょうか、今回の事例は「文言で表示した事例」も含めてないということです。

令和 5 年 3 月までに全体計画を作成することのだが、そのスケジュールは有識者会議に確認したのか

【江上議員】今、石垣について 2 点問題があります。

1 点は、天守部分と石垣部分との接点の基礎構造をどうするのか。接点部にあたる穴倉石垣は、専門家も「ひどいことをやったなあ」と発するぐらい現天守建築時に壊されています。

この部分の石垣をどうするのか、元に戻すのか、戻すならいつの時代にするのか。現状のままにするのか、これだけでも文化財として相当な議論になるのではないかと。

2 点は、工事にあたって影響する天守内堀の御深井丸側「石垣が極めて申告な状況」と専門家から指摘されています。ここでも石垣保存方針決定後どう修復するか時間がかかると考えられます。2 点だけでもいつまでに解決できるかわかりません。

そこで、質問します。

昨年 11 月 9 日の経済水道委員会では、「令和 5 年（2023 年）3 月に（全体計画である）基本計画書を作成すると認識している」と河村市長は明言されました。来年の 3 月に全体計画ができるということです。石垣部会など専門家会議にかけているのでしょうか。いつ、基本計画を来年 3 月までに作成すると専門家会議で確認したのかお答えください。

2021 年 12 月の特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議で当局から表明した

【観光文化交流局長】令和 4 年度中に全体計画を取りまとめるとの目標につきまして、令和 3 年 12 月の特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議において、当局から表明させていただいております。

全体計画を構成する復元原案や復元計画をはじめとする内容については、文化庁や有識者のご指導、ご助言を賜りながら必要な調査、検討を丁寧に進めつつ、十分な議論と合意形成を図りながら、目標達成に全力で取り組んでまいります。

名古屋市の姿勢を表明しただけで、有識者の確認を得たわけではない（意見）

【江上】基本計画を来年 3 月までに作成すると名古屋市の姿勢を表明しただけであっ

て、有識者の確認を得たわけではないことが明らかになりました。事業の見通しが無いのに目標を表明し、その時になったら、弁解をする。そんなことの繰り返しはもうはやめたらどうでしょうか。

昇降技術の公募要件を「大天守の少なくとも 1 階に昇降ができること」としているが、こんな条件でバリアフリー対策といえるのか

【江上議員】次に、バリアフリーにかかる繰越についてです。実施設計がどうなるかもわからないのにバリアフリーの昇降技術の公募のために繰越するというものです。その公募は、大天守の「少なくとも 1 階に昇降ができること」とし、可能な限り上層階まで登ることができることとしています。

繰越明許
(名古屋城天守閣特別会計)

最上階に行けるようにするのがバリアフリーのはずです。なぜ、こんな条件でバリアフリー対策といえるのかお答えください。

事業名	金額
木造天守閣の昇降に関する 新技術の公募	8,064

1 階までの昇降ができれば、より上層階への昇降の可能性はある

【観光文化交流局長】現天守閣では外部エレベーターで大天守 1 階に昇ることができることから、大天守の外部・内部問わず 1 階に昇降ができることを昇降技術の公募の要件の一つとしております。大天守地下 1 階から 1 階までの昇降ができれば、より上層階への昇降の可能性があるという考えのもと、「少なくとも」としたものです。

この大天守 1 階に昇降できるという要件は、昇降技術を選定する審査において、満たされなければ審査対象外となる最低の基準であり、「誰でも簡単に利用できる」や「より上層階まで昇ることができる」などの審査の基準をより多く満たした技術が選定されることとしております。

本公募では、上層階への昇降が可能となる技術開発も含めて、幅広く提案を募ることで、大天守 1 階までの昇降で満足するということではなく、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を目指し、より上層階までバリアフリー対応ができる昇降技術を求めてまいります。

最上階までを条件にしたら応募者がいなくなることを避ける方便（意見）

【江上議員】バリアフリーの公募と言いながら最上階までの条件でないことがはっきりしました。市民から批判を受けて表現を変えたようですが、内容は変わりません。最上階までを条件にしたら応募者がいないということでしょうが、それは、バリアフリーができないことを示しているのであって、応募者がいるようにするために予算を繰越すなどというのは理由になりません。

このように強引に進めてきた木造復元事業は、事業を中止することです。あるものは

活用し耐震改修し、ないものを復元して、名古屋城全体の整備を進めることを求めて質問を終わります。

